

2010年1月10日

日本基督教団教師委員会御中  
委員長 松井 睦様  
幹事 道家紀一様

日本基督教団 鶴川教会  
役員会  
牧師 瀬戸英治

## 北村慈郎教師に対する戒規適用申立受理に抗議し、その撤回を求めます。

貴教師委員会（松井睦委員長）が、小林貞夫氏と6名の賛同者による北村慈郎教師に対する戒規適用申立を受理し、調査員3名を選任したことを教団新報等によって知りました。

私たち鶴川教会役員会は、次に掲げる理由により、教師委員会のこの決定に抗議するとともに、戒規適用申立受理の撤回を強く求めます。

### 1. 「未受洗者への配餐」の問題は、一教師の問題ではなく、教会の問題です。

第35回教団総会期の常議員会は、「未受洗者への配餐」の問題を、それを実施していると公言した北村慈郎教師一人の問題として扱い、「教師退任勧告」を決議しました。今回の教師委員会の決定も同じように北村慈郎教師一人の問題にしています。

しかし北村慈郎教師の牧会する紅葉坂教会は、「未受洗者への配餐」を教会の問題として長い間検討し、教会総会で教会規則の変更まで行い、実施を決断したものと聞いています。これは紅葉坂教会の信仰的決断であり、北村慈郎教師一人の問題では決してありません。

このような事柄は、教師一人を「戒規」にかけるのではなく、当該教会と話し合いが必要です。残念ながら山北宣久教団総会議長は、紅葉坂教会役員会からの話し合いの要求を受け入れず、「退任勧告」を出し続けました。このような行為は信仰と信頼関係でなりたっている教団と各個教会の関係を破壊する行為です。

教師委員会は、先の常議員会のように教師一人の問題にせず、広く教団の中で論議ができるために配慮すべきです。

### 2. 教師委員会は説明責任を果たしていません。

今回の戒規適用申立受理に至るには、信仰職制委員会の答申とそれに基づいた教師委員会の内規変更があります。

信仰職制委員会の東海教区からの諮問および教師委員会からの諮問に応えた答申（2009年3月11日付け）において、信仰職制委員会は戒規発動要請主体について、「教憲教規の解釈に関する先例集」96に示された教区常置委員会及び教会役員会のみという判断を尊重しつつも、規則制定によって「誰でも」できるという見解を示しました。確かに先例は教憲教規・諸規則と同等の効力を有するものではありませんが、それはそれなりに妥当性もあつたはずで、そしてこの先例が示されてから約20年間以上運用されてきたものあり、諸教会もこれを妥当として受け入れてきた実績があります。このようなものを変更する場合には、それなりの理由とその説明が必要です。先の答申を見ても、先例集96に示された基準を破棄しなければならない明確な理由を見いだせませんし、新規基準の根拠の説明も不明瞭です。またそれに基づいた教師委員会の内規変更も、理由の説明がまったくありません。

教団の常設委員会である教師委員会は、教団総会の総意に基づいて設置され、教団、教区、教会に仕えるものです。当委員会は、諸教会にも明解にわかる説明をする責任を負っているはずで、事柄をあいまいにするのではなく、納得の行く説明をすべきです。

### 3. 第36回教団総会の決議（議案第44号）を尊重してください。

私たち日本基督教団は、教団総会を最高の決議機関とする会議制でなっています。意見の違いがあっても教団の各委員会は教団総会の決議を尊重する義務を負っています。

第36回教団総会において、僅差ながら第44号議案が可決されました。これは教団議長が発議し常議員会が可決した戒規申立を無効としました。いわば1980年7月7日～8日付信仰職制委員会答申（「教憲教規の解釈に関する先例集」96）の有効性を確認したものであるものです。

従って、今回の戒規発動の要請主体を特定しないことを前提とした教師委員会の決定は、この教団総会決議に抵触し、教憲第5条にも反する行為と言わなければなりません。

教師委員会並びに常議員会は、この教団総会決議を尊重し、戒規申立を受理する前に先例集96を基本とした戒規要請主体に関する新規規定を早急に制定すべきであります。

### 4. 今回の戒規申立受理は、教団に混乱を引き起こします。

今回の戒規発動の主体を特定せず、戒規適用の申立を受理する行為は、戒規の乱訴を引き起こしかねません。一般の裁判でもそうであるように、訴えるものはその資格とともに立証する責任を負っています。それが乱訴を防止することになるからです。しかし今回のように訴えるものは何の資格も問われず、また訴えることについての責任性が問われることがないのでは、訴えられるものにとって著しく不平等であり、安易な申立や報復的な申立が行われる危険性があります。教師委員会にはこのような事態を避ける義務があるはずで、

以上

教師委員会におかれましては、以上の理由を検討くださり、受理撤回も決定を下されますようお願いする次第です。また私たち鶴川教会のこの要望に対し、委員会としての見解を示して下さるようお願い致します。

#### <見解等送付先>

〒195-0073 町田市薬師台 2-9-7 日本基督教団 鶴川教会